

## 平成22年度予算編成方針

平成20年度決算は、経常収支比率が94.0%となり、前年度比0.9ポイントの改善となったことをはじめとし、各財政指標はわずかながら改善している。しかし、経常収支比率の改善は、退職金および公債費の減少による歳出の減や赤字地方債である減収補てん債の発行による歳入の確保によるところが大きい。このように、各財政指標の改善要因を分析したうえで本市の財政状況を判断すると、財政状況は決して好転していない。また、平成21年度の市税収入は、当初予算額を大きく下回ることが見込まれている。

そのような財政状況の下で、平成22年度は、歳入歳出ともに大きな課題を抱えている。歳出では、下水道事業特別会計の資本費平準化債の発行停止が予定されていることが挙げられる。平成16年度以降、平準化債の発行により一般会計からの繰出金が抑制され、その効果額は8億から12億に上っていた。しかし、平成22年度の発行停止により、10億以上の繰出金の増加が見込まれている。一方、歳入においても、臨時財政対策債の発行が、現行制度上平成21年度限りとなっている。同債の平成21年度発行予定額は11億円となっており、平成22年度は11億円の減収を覚悟しなければならない。この2つの要因だけで、20億円以上の財源不足が見込まれるところに市税減収が10億円見込まれており、平成22年度は前年度比30億円の収支改善を図らなければならない。

また、大阪府の権限委譲をはじめとして、地域主権推進の機運が高まってきている。そこでは、地方公共団体がより一層の責任を持ち、地域の実情に合った行政サービスの提供が期待されている。今後、地方公共団体としての責務を果たすために、絶えず事業実施効果を検証し、効果の高いものから事業展開していく必要がある。

そこで、平成22年度は、単年度の収支均衡を図ることはもとより、今後の「摂津市」を見据えて、歳出については、既存事業の経費についてすべてを見直し、徹底した経費削減に努めるものとする。また、新規、拡充事業については、行政評価基本方針に沿って事業の再構築などにより、代替財源を確保するものとする。歳入については、受益者負担の原則を再認識し、適正額の確保に努めることとする。

少子高齢化の本格化に伴い増加する社会保障関係費の財源を確保し、限られた財源の重点配分と経費支出の効率化に徹し、来るべき地域主権時代における責務を果たすため、これを平成22年度予算編成方針とする。

## 1 基本的事項

- 平成22年度の予算要求は下記により要求すること。
  - ① 既存の事務事業については、事業の「有効性」・「効率性」・「必要性」および「緊急性」の視点から抜本的に見直し、前年度当初予算額の97%以下の予算要求額とすること。複数の部課で類似の事業を実施している場合は、関係部課間で十分に意見調整を行い、事業を統合するなどにより効率性の向上を図ること。
  - ② 新規事業は事務事業評価シートを政策推進課に提出することとし、評価結果に基づき予算要求するとともに、財源配分の観点から代替財源の有無を提示すること。
  - ③ 平成22年度は、行財政改革第4次実施計画の初年度である。第4次実施計画の項目について着実な実施を確保する要求とすること。
  
- 当初予算は、その年度の全ての歳入歳出を計上する「総計予算主義」の原則で編成するものである。したがって法令等の改正を含め、見込み得る全ての歳入歳出について関係機関と十分連絡調整して予算計上することとし、年度途中の増額補正措置は、原則として行わないこと。
  
- 財政の健全性、効率性に留意するとともに、国・府・市間の経費の負担区分については法令等に準拠して明確化をはかり、超過負担とならないよう財政秩序の確立に努めること。

## 2 歳入に関する事項

歳入の根幹である市税収入は、近年増加傾向にあったが、平成20年度決算においては、景気悪化の影響により法人市民税が減収となったことなどにより、3年ぶりに前年度比マイナスとなった。平成21年度はさらに減収となる見込みであり、景気の回復状況からみて、平成22年度の市税収入についても190億円を大きく割り込み、前年度比10億円の減収となる事態も想定される。したがって、使用料や手数料などの受益者負担を求めるべき性質の事業実施については、費用に見合う料金設定となっているか検証し、積極的に自主財源の確保を図り、適正額を計上すること。また、各種滞納金の徴収に努めること。

- 使用料、手数料については受益者負担・利用者負担の原則に基づき、費用対効果の検討を行い、料金改定後3年を経過したものについては適正な料金となるよう改定を行うこと。また、料金設定の基本方針を明確にすること。
- 国府支出金については、漫然と従来の実績を計上することなく、関係機関と連絡を密にし、最新の情報により確実性のある額を計上すること。特に、国庫支出金については、情報収集に努めること。
- 将来の公債費抑制を図るため、財源を市債に求める事業を予算要求する際は、必ず事前に財政課と協議すること。

### 3 歳出に関する事項

平成22年度の予算要求は、行財政改革第4次実施計画の項目について、着実な実施を確保する要求とすることを原則とする。また、その他の事業についても、事業単位で、廃止・統合・再構築も視野に入れた検討を行うこととし、経常的経費については、費目ごとに下記の観点から検討し、歳出予算額の抜本的な見直しを行うこと。

#### ○平成22年度経常経費について

経常経費をできる限り抑制し、財政の健全化に努めなければならない。そのため、平成22年度経常経費においては、各課前年度予算額97%を要求限度とし、可能な限り削減するものとする。

また、経常経費についても、人事課査定対象を除き、すべて財政課において査定を実施する。

なお、各費目について下記の方針に則って、予算要求を行うこと。

#### ▪ 共通事項

報償費(報酬に準じるもの)、委託料(人件費の要素の強いもの)については、後年度において経費の縮減を図ることが難しいので増額を行わないこと。

賃金、旅費等見積もり単価の設定のあるものについては、予算積算資料による単価とする。

各イベント開催に要する経費については、事業の効率化を図るとともに、事業効果を再度精査した上で、経費節減に努めること。

- **人件費**

時間外勤務手当は、事務の見直しを行うことにより削減を図り、総時間数を前年度予算97%以内とすること。

- **賃金**

過去の実績にとらわれず雇用の必要性について再検討し、繁忙期に限定するなど雇用人数の削減、雇用期間の縮減を図る。

- **報償費**

前年度予算額95%を限度とする。

記念品・啓発物品は、事業目的を明確にしたうえで、配布物品の見直しおよび配布個数の見直しを行うこと。

各種講座については、講座開催目的を明確にするとともに、講師謝礼については、金額を再検討し適正な単価設定を検討すること。

- **旅費**

人事課所管予算を除き、市が実施または関与する研修や視察は日帰りとする。

定例的な総会や大会で宿泊を要するものは、本市が役員や他市の代表となっていない場合、出席を自粛する。出席する場合でも、大会出席の意義について再度検討すること。

- **食糧費**

会議賄いは原則廃止する。

- **消耗品費**

前年度予算額95%を限度とする。

特に事務用消耗品については、再利用推進により経費節減に努めるなど内容を精査した上で、要求すること。

- **印刷製本費**

前年度予算額95%を限度とする。

白書、年鑑などの各種刊行物は、ホームページ上での掲載を基本とし、印刷については保存用のみとする。

ポスター、チラシは庁内印刷、外部発注を問わず精査すること。また、外部発注は計画的に行うこと。外部発注を予定しているものは、取りまとめて入札を行うので、発注時期を積算根拠に明示すること。

- **修繕料**  
必要最小限にとどめ増加を抑制すること。
- **委託料**  
前年度予算額95%を限度とする。  
原則として入札により契約すること。また、長期継続契約以外の委託については、委託の仕様の見直しや契約単価の引き下げにより契約金額の削減を図ること。
- **扶助費**  
決算見込額、対象者人口等を精査し必要額を計上すること。この場合年度末において不用額が多額にならないよう精査すること。  
また、市単独の扶助費については、事業効果を検討したうえで、予算要求を行うこと。特に、現金給付については、十分に検討すること。
- **備品購入費**  
原則として既存の備品の老朽化による買い替えのみとする。
- **負担金**  
各種団体に対する負担金については、行政目的達成のための必要性、負担金額の妥当性を検討し、必要性・妥当性を欠くものは予算計上を見送る。必要性・妥当性の検討基準については、別途こちらから提示するので、各種団体の決算書（直近のもの）を用意しておくこと。
- **補助金**  
団体補助については、負担金と同様に検討すること。特に、各種団体の決算状況から多額の剰余金を有している場合は、前年度予算額の95%を限度額とする。また、事業効果の明確化の観点から、順次事業補助への転換を図ること。
- **報酬、時間外勤務手当、賃金について**  
人事課査定とする。
- **OA機器の新規及び更新について**  
情報政策課のヒアリングを受けること。  
なお、機器の更新は5年間のリース終了後2年間使用した後に要求する。

#### 4 特別会計に関する事項

特別会計の編成にあたっては、一般会計の編成に準じて行う。

特別会計の運営は「会計独立の原則」に立ち、その健全性を保持しつつ事業目的を達成するための合理的管理が必要である。その主体性を失うことなく、いたずらに一般会計からの繰入金に依存することのないよう認識を新たにし、積極的に歳入の確保を図り、健全経営に努めること。